

視覚障害者は読み書きで困っています!!

国連の権利条約や障害者差別解消法においても障害者が自ら意思決定することが重要だとされています。そのため、視覚障害者が困っている読み書きの支援が不可欠です。

- ☐ どこからの郵便物なのかわからない、郵便物が読めない
- ☐ どれが重要な書類なのかわからない
- ☐ 回覧板の内容が読めない
- ☐ イベントや催し物の内容がわからないので申し込めない
- ☐ 薬や家電製品等の説明書及び注意書きが読めない
- ☐ 子どもが通う学校からの便りやお知らせが読めない
- ☐ 子どもの習い事の申請が難しい
- ☐ レシートが整理できない
- ☐ スーパー等の広告やチラシがわからない
- ☐ 病院の問診票が書けない
- ☐ 自治体の申請・届け出書類が書けない



意思疎通支援の代筆・代読支援の他に、同行援護（外出時の支援）、居宅介護（家事援助の一環）で代筆・代読の支援が行われています。

発行 令和5年（2023年）3月

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

住所 〒169-8664 東京都新宿区西早稲田2-18-2

電話 03-3200-6169 ファックス 03-3200-7755

ホームページ：<http://nichimou.org/>



厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業

視覚障害者への 代筆・代読支援



このリーフレットは、厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業の「視覚障害者の代筆・代読の効果的な支援方法に関する調査研究」の結果を元に、各自治体において視覚障害者への代筆・代読支援の普及を図り、代筆・代読支援が効果的に行われることを目的に作成したものです。

※本事業の報告書は、本連合のホームページ
(<http://nichimou.org/>) に掲載されています。

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合



地域生活支援事業における意思疎通支援は必須事業です！！

視覚障害者の日常生活における読み書きを支援するため、代筆・代読支援を実施していますか？

意思疎通支援事業の代筆・代読支援の実施を求める 視覚障害者の声

- 居宅介護（家事援助）において代筆・代読支援を受けることができるが、調理や掃除を優先してお願いするので代筆・代読をしてもらう時間がない。
- 同行援護では、外出先での代筆・代読支援なので、手紙や資料等を代筆・代読してもらうには個人情報が出れる可能性があるので心配。
- 家族がいれば、家族に代筆・代読してもらえるが、いない時が多い。また、たとえ家族でもあっても個人的な情報を読んでもらうことにためらいがある。
- 拡大読書器やルーペ等を使用して、読み書きしているが、全体や必要な部分を把握するのに時間がかかり難しい。また、眼が疲れる。
- 弱視なので読み書きに困っているが、障害支援区分が低いため、居宅介護（家事援助）の制度で代筆・代読が受けられない。
- 移動すること自体が大変なので、できることなら自宅で代筆・代読支援を受けたい。

地域の視覚障害者のニーズを把握してください！！

意思疎通支援事業の代筆・代読支援の実施のお願い

視覚障害者にとって代筆・代読支援を受けることは社会参加する上で必要不可欠です。居宅介護や同行援護においても、代筆・代読支援を受けることは可能ですが、障害支援区分等の条件があります。

しかし、地域生活支援事業の意思疎通支援事業として実施する場合には、地域の実状に応じて、見えない・見えにくいことで読み書きに困っている人の支援を行うことができます。

ぜひ、意思疎通支援事業での代筆・代読支援の実施をお願いします。



POINT

市区町村で行う地域生活支援事業の中で、意思疎通支援事業は「必須事業」に位置付けられています。また、手話通訳者、要約筆記者、代筆・代読等の意思疎通を支援する者の派遣等を行うことが明記されています。



POINT

弱視（ロービジョン）の方も、読み書きに困っています。ほとんどの文字が小さい、罫線や枠などが薄い等の理由で自分だけでは読み書きが難しく、代筆・代読支援を求めています。



POINT

既に、意思疎通支援で代筆・代読支援をおこなっている自治体では、視覚障害者団体等との協議を重ねて、地域の特性や利用者の状況に合わせて柔軟に実施されています。また、同時に実績や利用者のニーズを把握しながら、利用時間や範囲等を増やす等の制度をブラッシュアップする取り組みも行われています。まずは始めることが重要です。



POINT

ガイドヘルパー、ホームヘルパー、自治体や団体が実施する代筆・代読支援従事者養成研修の修了者等が代筆・代読支援にあたっています。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月25日に公布・施行されました！

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することが明記されています。

視覚障害者にとって、代筆・代読により情報の取得・発信・意思疎通支援の重要性が法制度の上でも増しています。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要 (令和4年法律第50号)	
目的(1条)	全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得・利用・円滑な意思疎通が極めて重要 障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する
基本理念(3条)	※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条) 障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり、以下の事項を考慮し、必要に応じて、関係者の意見を聴き、関係者の権利を尊重し、関係者の負担を軽減するよう努める。 ①障害者の権利・利益の尊重 ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかなうよう努める ③障害者でない者との関係の構築 ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)
関係者の責務・連携協力・意見の聴取(4条～8条)	国・地方公共団体の責務等(4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う 事業者の責務(5条) 国民の責務(6条) 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条) 障害者等の意見の尊重(8条)
基本的施策(11条～16条)	(1)障害者による情報の取得等に資する施策等(11条) (4)障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条) ①機器・サービスの開発・提供の促進、機器の改良、障害者・事業者への情報提供・入手支援 ②利用方法等の普及のための取組(居宅支援・消費生活・相談対応等) 当該取組を行う者への支援 ③関係者による「協働の場」の設置 など ④国・地方公共団体について 相談対応に当たっての配慮 必要の機器・程度に応じて情報を提供するよう配慮 (2)防災・防災及び緊急の連絡(12条) (5)国民の関心・理解の促進(15条) ①障害者の権利・利益に資する迅速・円滑な情報取得のための取組の推進 ②多様な手段による緊急の連絡の仕組みの整備 ③関係者による「協働の場」の設置 など (3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むための必要な分野に係る施策(13条) (6)調査研究の推進等(16条) ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ②事業者の取組への支援 など ④障害者による情報の取得等に資する調査研究の推進・成果の普及
○障害者基本計画等(障害者基本法)に反映、障害者白書に実施状況を明示(9条) ○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)	
※施行期日：令和4年5月25日	

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jouhouyutoku/pdf/jouhou_gaiyo.pdf